

生活保護法による指定に関する各種手続方法のご案内

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

日頃は生活保護行政に多大なご協力をいただき、ありがとうございます。
生活保護法による指定に関する各種手続方法をお知らせいたします。

指定医療機関

令和5年7月から手続がカンタンになりました！

- 対象：医科、歯科、調剤薬局
健康保険法の手続と一緒に、**東海北陸厚生局指導監査課**でお手続きする方法が便利です。
問合せ先（東海北陸厚生局指導監査課）：052-228-6179
または、本市公式ホームページからの電子申請、郵送による手続も可能です。
- 対象：訪問看護事業所
電子申請、郵送でお手続をお願いいたします。



健康保険法の指定関係

指定介護機関

令和8年4月から手続不要のケースが増えました！

- 対象：医科、歯科、調剤薬局、訪問看護事業所、その他介護保険法による指定事業所など。
介護保険法による指定に関する申請・届出を本市へお手続きしていただければ、
生活保護法指定介護機関の申請・届出をしたこととなります。
※詳しくは事業者向けNAGOYAかいごネットへ。
お手続が必要である場合、本市公式ホームページからの電子申請、郵送による手続が可能です。



事業者向けNAGOYAかいごネット

指定施術機関

令和8年3月から電子申請が導入されました！

- はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復
※開設者の方で施術所が名古屋市内である場合と、
開設者以外の方で住所が名古屋市内である場合のみ、名古屋市が手続先です。
本市公式ホームページからの電子申請が便利です。郵送による手続も可能です。

名古屋市公式ホームページから、手続に関するページへアクセスする方法は次のとおりです。

現在の位置：トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉一般・生活支援 > 福祉一般・生活支援に関する申請・届出 > 生活保護関係 > 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療・介護機関等の手続について

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療・介護機関等の手続について

①名古屋市公式ホームページのトップページ右下部にある、ページID検索で「1011201」と入力し「表示」を押します。

押す。

②このような名前のページが出てきますので、内容をご確認の上、必要な手続をお願いいたします。

注意事項

- ・手続方法はいずれか一つの方法のみで問題ありません。重複しないようお気を付けください。
- ・紙の申請書及び届出書は各区役所・支所に置いてあるので、そこで記載することもできます（裏面参照）。
- ・郵送での提出先は以下のとおりです。区役所・支所ではございません。

（郵送による場合の提出先）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

※「指定関係書類在中」と朱書きしてください。

名古屋市各区社会福祉事務所（各区役所民生子ども課・各支所区民福祉課 生活保護担当）一覧

区役所・支所	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
千種区役所	〒464-8644	千種区星が丘山手 103番地	753-1835	751-3120
東区役所	〒461-8640	東区筒井一丁目 7番74号	934-1183	936-4303
北区役所	〒462-8511	北区清水四丁目17番 1号	917-6454	917-6512
楠支所	〒462-0012	北区楠二丁目 974番地	901-2265	902-1843
西区役所	〒451-8508	西区花の木二丁目18番 1号	523-4569	523-4630
山田支所	〒452-0815	西区八筋町 358番地の 2	501-4973	503-3986
中村区役所	〒453-8501	中村区松原町一丁目23番地の 1	433-2961	433-2068
中区役所	〒460-8447	中区栄四丁目 1番 8号	265-2313	241-6986
昭和区役所	〒466-8585	昭和区阿由知通三丁目19番地	735-3896	735-3909
瑞穂区役所	〒467-8531	瑞穂区瑞穂通 3丁目32番地	852-9385	852-9375
熱田区役所	〒456-8501	熱田区神宮三丁目 1番15号	683-9906	682-0346
中川区役所	〒454-8501	中川区高畑一丁目 223番地	363-4404	363-4302
富田支所	〒454-0985	中川区春田三丁目 215番地	301-8366	301-8661
港区役所	〒455-8520	港区港明一丁目12番20号	654-9726	651-1190
南陽支所	〒455-0873	港区春田野二丁目3703番地	301-8341	301-8411
南区役所	〒457-8508	南区前浜通三丁目10番地	823-9397	823-9426
守山区役所	〒463-8510	守山区小幡一丁目 3番 1号	796-4593	796-4627
志段味支所	〒463-0003	守山区下志段味一丁目1401番地	736-2189	736-4670
緑区役所	〒458-8585	緑区青山二丁目15番地	625-3953	621-6858
徳重支所	〒458-0852	緑区元徳重一丁目 401番地	875-2214	875-2215
名東区役所	〒465-8508	名東区上社二丁目50番地	778-3042	774-2781
天白区役所	〒468-8510	天白区島田二丁目 201番地	807-3884	807-3829

郵送での提出先は区役所・支所ではありません（表面参照）。